

第5回奈良県特別職報酬等審議会の議事概要について

開催日時	平成24年8月29日(水) 午後1時半～
開催場所	奈良県婦人会館 中研修室(3)
出席委員	8名

1. 議事の概要について

事務局が資料に基づき他の都道府県の行政委員の報酬制度や教育長の給与等について説明を行った後、委員による意見交換がなされた。

《意見等の概要》

【行政委員の報酬制度について】

- 現行制度の場合、会議に出席した委員と欠席した委員の報酬が同額であることや、1回しか勤務していない月まで月額で報酬を支払うというのは、違和感がある。
- 各行政委員が具体的にどのような職務に従事しているか等は、一般の人にはわかりにくい。
そのような中、他の都道府県が月額制から日額制・日額月額併用制へ改正しているという流れがあるということは、現行制度では透明性が不十分と判断したからではないか。
- 各行政委員会ごとに職責・職務が異なることから、制度を委員会ごとに異なるものにしても良いのではないか。
- 各行政委員会ごとに確かに職責・職務は異なるだろうが、いずれの委員会も「行政委員会」としての役割を果たしているという視点から見れば、委員会ごとに制度を変えるのは判断が難しいと思う。
- 行政委員の報酬は、会議等への出席だけで決められるものではない。
日額制とする場合、行政委員の職責や行動の制限をどのように報酬に評価できるのか。
一方で、各都道府県の実情を見ると、一部の委員会のみを日額化した府県が多いが、日額制が県民にとって、最も分かりやすい制度になるのだろうか。
- 日額制とした場合にいくらにするかを定めるにあたって、県民と行政委員の両方にとって適当と思える額を設定するのは、困難に思える。
- 「県民にとっての分かりやすさ」と「委員としての職責を一定評価」ということからいうと、日額月額併用制が適当であるように思う。
- 日額月額併用制にする場合には、月額と日額の配分等を決めるため、委員の職責や職務従事の実情などを再度、確認する必要がある。

【教育長の給与について】

- 平成12年に法が改正された際に、教育長の給与について「特別職である」ということを考慮する必要があったと思う。
- 他府県の実情、奈良県の他の特別職とのバランスを見ながら決定することが適当だろう。

2 今後の予定

これまでの意見交換、議論を踏まえ、次回審議会で一定の方向性をまとめる予定
[次回審議会の開催予定 未定(9月下旬で調整予定)]